

※「現役並み所得」とは、同一世帯の被保険者の「所得」と「収入」により判定します。

【3割負担となる場合】

課税所得 145万円以上

+

収入 520万円以上(高齢者複数世帯)
383万円以上(高齢者単身世帯)

●医療機関での窓口負担は1割

後期高齢者医療では老人保健と同じようにお医者さんにかかることができます。また老人保健と同じようにかかった医療費の一部をご負担いただきます。

●一般の人・・・1割負担

●現役並み所得のある人・・・3割負担

受付

75歳以上の人へ
一定の備えがある人は65歳以上
平成20年4月から

後期高齢者医療制度

シリーズ後期高齢者医療制度④

■平成20年度 納付カレンダー (色のついている月が納付月です)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後期高齢者医療に移行前												
国民健康保険加入で 年金年額18万円以上の人	年金天引											
会社の保険に本人が加入され 年金年額18万円以上の人	年金天引											
	納付書払											
国保又は会社の保険に本人が加入され 年金年額18万円未満の人	納付書払											
会社の保険の被扶養者で 年金年額18万円以上の人	年金天引											
会社の保険の被扶養者で 年金年額18万円未満の人	納付書払											

4月～9月 保険料免除
10月～翌年3月 9割軽減

■保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受取っておられる場合には、年金から保険料が天引きされます。ただし制度導入時の平成20年度は左のとおりです。

■保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受取っておられる場合には、年金から保険料が天引きされます。ただし制度導入時の平成20年度は左のとおりです。

平成20年度からの国保の賦課方式

「答申を受け、条例改正を予定」

平成19年9月20日の第2回国保運営協議会で市長から国保運営協議会に諮問され、その後、パブリックコメント等で市民の皆さんからご意見をいただいた「平成20年度からの賦課方式」について、12月19日に開催された第4回国保運営協議会で答申が出されましたのでお知らせします。

【諮問事項と答申概要】

①保険料率について資産割を廃止し、その賦課総額の10%の内5%を所得割に加算し、残り5%を被保険者均等割に加算し、国の標準割合(所得割50%、均等割35%、平等割15%)とする。この是非について。

↓割合を変更することを可とする。

②合併に伴う国保料特例条例を廃止することの是非について。

↓廃止することを可とする。

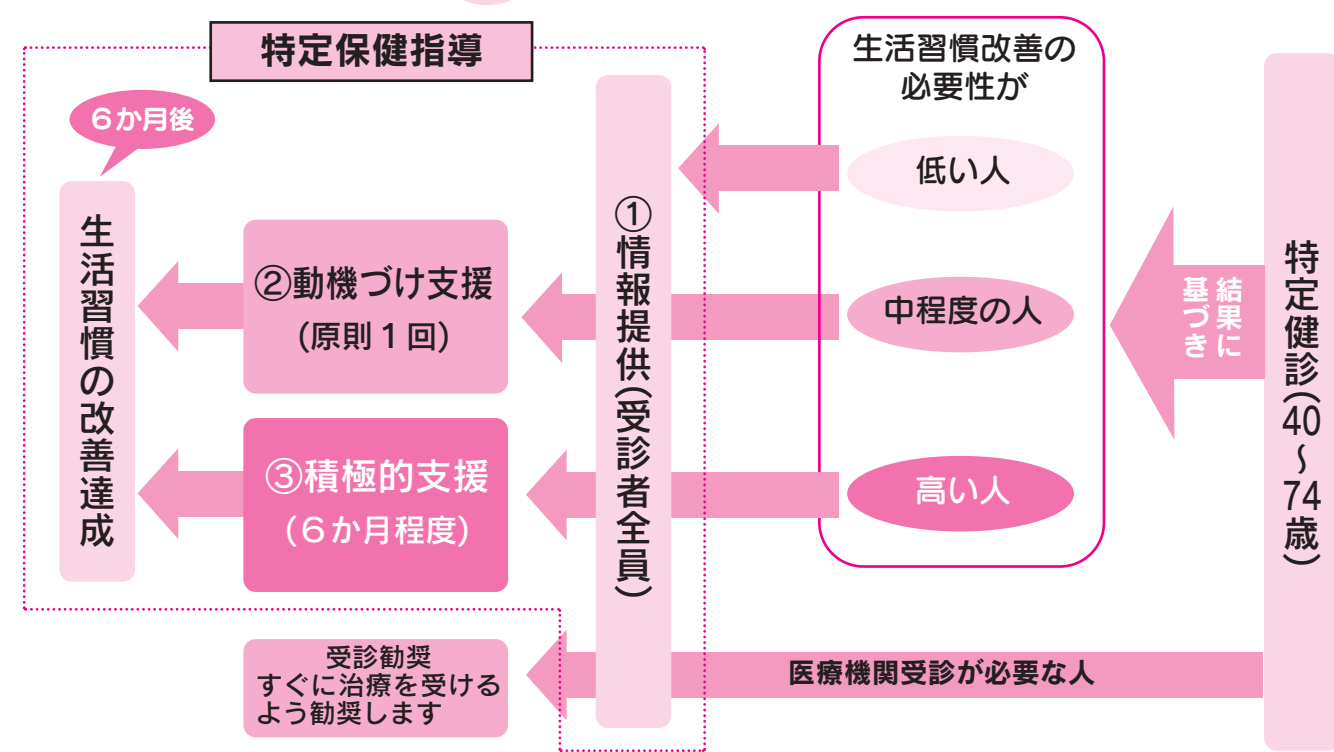
③浅井支所区域の新たな不均一賦課導入の是非について。

↓新たな不均一賦課の導入は可とする。ただし、導入時には合併時の協定事項を踏まえ、該当区域の住民に不利にならないよう配慮するとともに、実施にあたっては周知徹底を図ること。

市ではこの答申を受け、3月には長浜市国民健康保険条例の改正案を議会に提出する予定をしています。

お問合せは、保険医療課(☎6512)へ。

特定保健指導



個人の健診結果などに応じた保健指導を実施

新しい制度では健診後、健診結果や生活習慣のリスクなどから3つのグループに分けられ、必要な情報提供と保健師や管理栄養士などによって一人ひとりにあった支援を行うこととなります。

①情報提供(受診者全員)

健康な生活を送るために気をつけるべき情報を啓発チラシなどでお知らせします。

②動機づけ支援(原則1回の支援)

メタボの説明のほか、問診などによる個別面談を行い、目標の設定等を支援します。

③積極的支援(6か月程度の支援)

体重減や毎日一万歩などの目標を掲げ、生活改善ができるよう、個別面談などで支援を続けます。

Q & A

特定健診・特定保健指導

今まで、市の健診を受けていましたが、20年度からはどこで受けられるのでしょうか？

A 20年度からは、加入している医療保険者(健康保険)が実施するため、加入保険ごとに異なります。国保加入者は、市で実施しますが、会社員の妻など被扶養者(家族)は、医療保険者にご確認ください。(保険証で確認できます)

健康なので今まで健診を受けなかったのですが、特定健診は受けられないのでしょうか？

A 特定健診は、新たにメタボリックシンドロームの予防の考え方を取り入れ、今までより早い段階で生活習慣病の発生を防ぐ健診となります。健診はリスクの芽をつみとるチャンスです。必ず受けるようにしてください。

健康なので今まで健診を受けなかったのですが、特定健診は受けられないのでしょうか？

A 特定健診は、新たにメタボリックシンドロームの予防の考え方を取り入れ、今までより早い段階で生活習慣病の発生を防ぐ健診となります。健診はリスクの芽をつみとるチャンスです。必ず受けるようにしてください。

健診は毎年受けて、変化をチェック

健診結果を受け取ったら、検査数値の判定を見ただけで捨てていませんか。健診結果は毎年とっておくことで、数値を比較することが出来ます。数値が基準値を超えていなくても、徐々に異常値に近づいていたら、生活習慣のどこに問題があるのかを見つける手掛かりになるので、健診結果はファイルに保存し、今までの変化をチェックしましょう。

いつまでも笑顔で過ごせるよう、1年に1回は必ず健診を受け、健康的な生活習慣を心がけましょう。

お問合せは、健康推進課(☎7779)へ。